

佐賀大学医学部精神医学教室同門会（むつごろう会） 役員選挙管理規定

- 第1条 幹事会は、役員改選年度の4月中に、会員に対して葉書で立候補の意思確認を行う
- 第2条 役員に立候補を希望する者は、同門会ホームページからダウンロードした「佐賀大学医学部精神医学教室同門会 役員立候補届」（別紙1）に必要な事項を漏れなく記載し、郵送で5月中旬までに事務局に提出しなければならない
- 第3条 幹事会は、現行役員から退任希望者がなく、役員（ただし事務局は除く）が定数を超える場合には、新たな立候補者を加えた新規役員候補者の中から新規役員を選出するため、役員改選年度の6月中に会員に投票用紙を送り、総会前までに役員選挙を実施する
- 第4条 選挙管理人は事務局が務める
- 第5条 役員選挙は、所定の投票用紙により立候補者の中から5名を選択し、得票数の上位11名が役員となる
- 第6条 投票結果は総会で発表し、会員の承認を得る。
- 第7条 得票者が定数に達しない場合は、立候補者の中から会長が残りの役員を指名する
- 第8条 当該年度の総会は現行役員が議事進行を行い、以降の幹事会、総会を新規役員に引き継ぐ

平成25年8月3日施行